

クレディア 110番

臨時無料電話相談

株式会社クレディアが、平成19年9月14日、民事再生手続開始申立てを行い、東京地方裁判所は、同月21日、民事再生手続開始決定を行いました。民事再生手続は、クレディアと取引のある方（従前取引のあったが現在は完済済みの方も含む）の権利義務に大きな影響を及ぼす可能性があります。



そこで、同社の民事再生手続に関する110番を下記の要領で実施します。これらの問題に詳しい弁護士が対処の方法について適切なアドバイスを行います。クレディアと取引のある（あった）方はぜひご利用ください。

日時：平成19年10月20日（土）

午前10時～午後4時

電話番号：03-3503-3031

***当日のみの電話番号となります**

相談対象：株式会社クレディアと取引のある方
（完済済みの方も含む）

相談料：無料

主催：東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会

問合せ先：東京弁護士会法律相談課 TEL：03-3581-2206